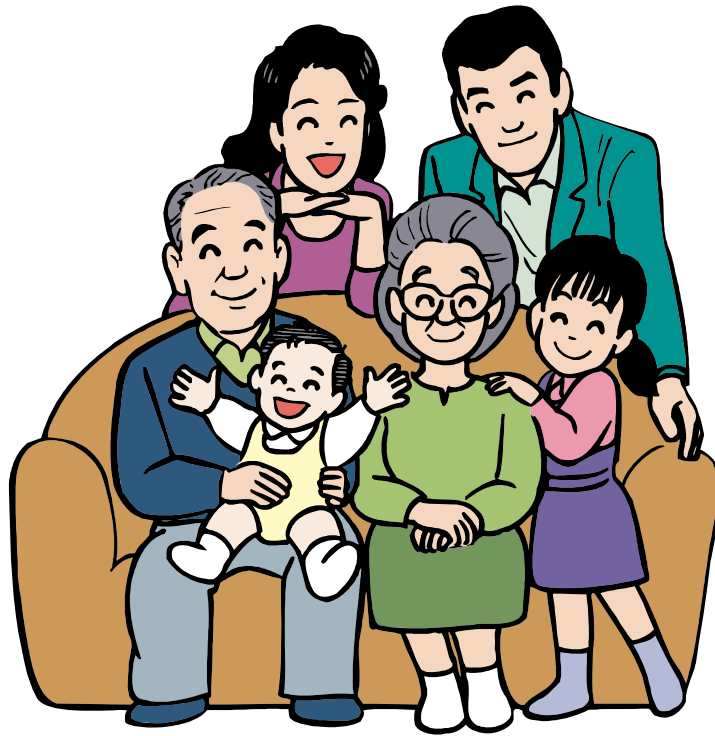


平成 26 年 4 月

成年後見申立ての手引



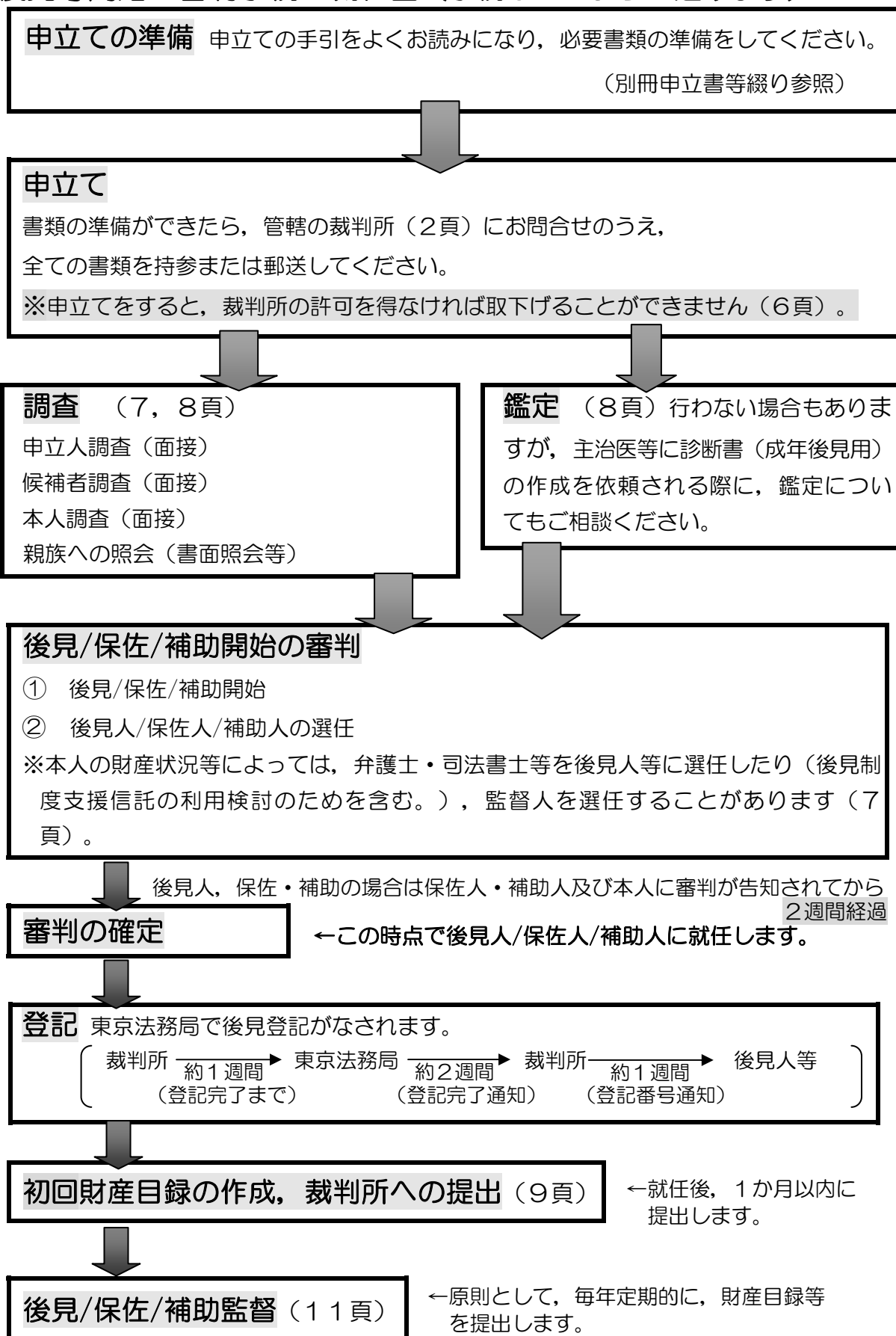
この手引は、成年後見制度を利用される方に役立つようにと作成したものです。
最後までお読みになり、十分に制度をご理解いただいた上で申し立ててください。

さいたま家庭裁判所

目 次

◎後見等開始の審判手続 流れ図	1
◎申立てをする裁判所（管轄区域）一覧	2
はじめに	3
第1 成年後見制度（法定後見制度）について	3
1 成年後見制度とは何か	3
2 後見/保佐/補助のそれぞれについて	4
(1) 「後見」とは何か	4
(2) 「保佐」とは何か	4
(3) 「補助」とは何か	5
第2 申立ての手続について	6
1 申立てをする裁判所	6
2 申立てができる人	6
3 申立てに必要な書類	6
4 申立後の手続について	7
(1) 申立人，候補者調査（面接）	7
(2) 鑑定	8
(3) 親族への照会	8
(4) 本人調査（面接）	8
第3 後見人等の職務について	9
1 後見人の主な職務	9
2 保佐人の主な職務	9
3 補助人の主な職務	10
4 家庭裁判所の許可が必要となる場合	10
第4 後見，保佐及び補助監督について	11
1 監督とは	11
2 後見人等の責任について	11
3 終了報告（後見等事務の終期について）	11

後見等開始の審判手続 流れ図（手続はこのような進みます）



申立てをする裁判所（管轄区域）一覧

本人（後見等の援助を必要とされている方）の住所地（原則として、本人が住民登録している場所）により申立てをする裁判所が決まります。

分からないことがありましたら、申立てをする裁判所にお問合せください。

申立てをする裁判所	管轄区域（本人の住所地）
さいたま家庭裁判所（本庁） さいたま市浦和区高砂 3-16-45 TEL 048-863-8816	さいたま市 蕨市 戸田市 志木市 和光市 新座市 川口市 鴻巣市 上尾市 北本市 蓮田市 朝霞市 桶川市 （北足立郡）伊奈町
さいたま家庭裁判所越谷支部 越谷市東越谷9-34-2 TEL 048-910-0123	越谷市 春日部市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市 （北葛飾郡）杉戸町 松伏町
さいたま家庭裁判所久喜出張所 久喜市久喜東1-15-3 TEL 0480-21-0157	久喜市 加須市 幸手市 白岡市 （南埼玉郡）宮代町
さいたま家庭裁判所川越支部 川越市宮下町2-1-3 TEL 049-273-3041	川越市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市 所沢市 狭山市 入間市 （入間郡）三芳町 （比企郡）川島町
さいたま家庭裁判所飯能出張所 飯能市大字双柳371 TEL 042-972-2342	飯能市 日高市 （比企郡）鳩山町 （入間郡）越生町 毛呂山町
さいたま家庭裁判所熊谷支部 熊谷市宮町1-68 TEL 048-500-3113	熊谷市 行田市 東松山市 羽生市 深谷市 本庄市 （大里郡）寄居町 （児玉郡）神川町 上里町 美里町 （比企郡）滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 ときがわ町 （秩父郡）東秩父村
さいたま家庭裁判所秩父支部 秩父市上町2-9-12 TEL 0494-22-0226	秩父市 （秩父郡）横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町

はじめに

この手引は、成年後見・保佐・補助開始の申立てを考えている方を対象に、制度の概要、申立て及びその後の手続等について、あらましを説明したものです。

よくお読みいただいて、十分に制度を理解した上で申し立ててください。

第1 成年後見制度（法定後見制度）について

まず、成年後見制度についてご説明いたします。

1 成年後見制度とは何か

成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力が十分ではない場合（認知・記憶等に障害のある高齢者、知的障害者、精神障害者など）に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人に預金の解約、福祉サービスを受ける契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行くと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人の判断能力を補うため、本人を援助する人が必要になってきます。

このように、判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び（この裁判を「審判」といいます。）、この援助者が本人のために活動する制度を成年後見制度といいます。

したがって、本人の障害が身体的なものだけの場合や本人が単なる浪費者である場合、この制度は利用できません。また、本人の利益を保護するための制度ですから、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは、原則として認められません。親族が本人の財産の内容を知る目的でこの制度を利用することも適切ではありません。

成年後見制度は、本人の判断能力の程度によって、次のように分類されます。

判断能力が全くない場合	→ 後見
判断能力が著しく不十分な場合	→ 保佐
判断能力が不十分な場合	→ 補助

後見・保佐・補助（以下「後見等」といいます。）が開始すると、本人の判断能力が回復するか、本人が亡くなるまで続きます。ただし、補助については、同意権及び代理権の両方が取り消されると、補助開始も取り消されることになります。

2 後見/保佐/補助のそれぞれについて

(1) 「後見」とは何か

後見とは、本人の判断能力が全くない場合になされるものであり、後見開始の審判とともに、本人（後見の場合の本人を「被後見人」といいます。）を援助する人として後見人が選任されます。

後見人は、日常生活に関する行為を除く全ての法律行為を本人に代わってしたり（代理権）、取り消したりすることができます（取消権）。後見人は、本人の利益のために本人の財産を適切に維持管理し、本人が日常生活に困らないように十分に配慮していかなければなりません。

このように、後見人は、申立てのきっかけとなったこと（保険金の受取り、預金引出し、遺産分割協議等）だけをすれば良いものではなく、身上監護及び財産管理について、本人のために活動する義務を広く負います。

後見が開始すると、本人は、医師、税理士等の資格や会社役員等の地位を失ったり、印鑑登録を抹消されます。

(2) 「保佐」とは何か

保佐とは、本人の判断能力が、著しく不十分な場合になされるものであり、保佐開始の審判とともに、本人（保佐の場合の本人を「被保佐人」といいます。）を援助する人として保佐人が選任されます。

保佐開始の審判を受けた本人は、特定の事項（金銭の貸借、不動産及び自動車等の売買、自宅の増改築等）を単独で行うことができず、保佐人の同意が必要となります。もし保佐人の同意を得ずに行為をした場合、その行為は、保佐人や本人によって取り消すことができます。

このように、保佐人は、本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人がしようとすることに同意したり（同意権）、本人が既にしてしまったことを取り消す（取消権）ことを通して本人を援助していきます。

また、保佐人は、特定の法律行為について本人に代わって契約を結ぶ等の行為（代理権）をすることもできます。保佐人の権限として代理権を加えたい場合は、保佐開始の申立ての他に、別途、「代理権付与の申立て」が必要です。どのような行為につき代理権が必要なのか検討し、申し立ててください。また、保佐人に代理権を付与するには、本人の同意が必要です。

保佐が開始すると、本人は、医師、税理士等の資格や会社役員等の地位を失います。

（３）「補助」とは何か

補助とは、本人の判断能力が不十分な場合になされるものであり、補助開始の審判とともに、本人（補助の場合の本人を「被補助人」といいます。）を援助する人として補助人が選任されます。

補助人は、本人が望む特定の事項について、保佐人と同様の活動（同意、取消し、代理）をすることで、本人を援助していきます。

補助開始の審判を申し立てる場合は、必ず、その申立てと一緒に、同意権や代理権の範囲を定める申立て（「同意権付与の申立て」や「代理権付与の申立て」）をしなければなりません。どのような行為について同意権や代理権をつけるのか検討して申し立ててください。

また、補助開始の審判をし、補助人に同意権又は代理権を付与するには、本人の同意が必要です。

語句説明

同意権（同意を得なければならない行為の定め）（対象：保佐，補助）

⇒本人が重要な財産行為等を行う際に、保佐人や補助人が本人に不利益でないかを検討して、問題がない場合に同意する権限（同意権の範囲は、保佐及び補助でそれぞれ異なります。）

取消権（対象：後見，保佐，補助）

⇒本人がした法律行為を、後見人、保佐人及び補助人が無効なものとして、取り消す権限（取消権の範囲は、後見、保佐及び補助でそれぞれ異なります。）

代理権（対象：後見，保佐，補助）

⇒本人に代わって、後見人、保佐人及び補助人が本人のために取引や契約等を行う権限（代理権の範囲は、後見、保佐及び補助でそれぞれ異なります。）



第2 申立ての手続について

申立てに当たっては、次の事項に**ご注意ください**。

- 1 後見開始、保佐開始、補助開始の申立てをした場合、公益及び本人保護の見地から、審判がされる前であっても、**裁判所の許可を得なければ、申立てを取り下げることができません**。例えば、申立人が希望する人が後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」といいます。）に選任されそうにないという理由では、原則として取下げは認められません。
- 2 提出された書類は、当事者又は利害関係を疎明した第三者から申請があった場合、裁判所の判断により、閲覧やコピーを許可することがあります。
- 3 **審判の手続費用**は、原則として申立人の負担となります。手続費用の本人負担を希望される場合には、「費用上申」をしてください。上申が認められた場合には、選任された後見人等に対し、本人の財産の中から手続費用の償還を求めることができます。ただし、弁護士費用、司法書士費用等は含まれません。

【手続費用の例】 申立手数料、登記手数料、送達・送付費用
鑑定費用実費（通常は裁判所に予納した金額）

1 申立てをする裁判所

本人の住所地（原則として、本人が住民登録している場所）を管轄する家庭裁判所になります。

申立てをする裁判所（管轄区域）一覧（2頁）をご参照ください。

2 申立てができる人

本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などに限られています。

四親等内の親族とは？

主に次の方たちです。

- （1）親、祖父母、子、孫、ひ孫
- （2）きょうだい、甥、姪
- （3）おじ、おば、いとこ
- （4）配偶者の親・子・きょうだい

3 申立てに必要な書類

必要書類等一覧表（申立書等綴り）記載の書類を提出してください。

必要書類が整っていれば手続が早く進みます。書類が整っていない場合、裁判所から追加を要する資料等をご連絡します。

どの類型で申立て？

医師の診断を受け、**診断書（成年後見用）の「3 判断能力判定についての意見」**に記載された類型で申し立てをしてください。

4 申立後の手続について

(1) 申立人、候補者調査（面接）

申立人及び後見人等の候補者に家庭裁判所へ来ていただいて、申立てに関する事情を詳しくお伺いします。

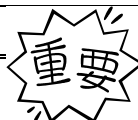
申立人からは、申立書類一式に基づいて、申立てに至った経緯、本人の生活状況、判断能力及び財産状況、本人の親族らの意向等についてお伺いします。

候補者には、申立人からの聴取に基づき、候補者の適格性に関する事情をお伺いします。

この面接は、申立日当日に行う、申立後に別途行う、予約の要否など、各裁判所によって異なりますので、申立てをする裁判所にお問合せください（2頁）。

誰を後見人等の候補者に？

後見人等の候補者は、本人のご家族でなくても差し支えありませんが、成年後見制度の内容や後見人等の職務や責任について理解されている方を挙げてください。



誰が選任される？

(1) 家庭裁判所は、後見人等の選任に当たり、①本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、②候補者の職業・経歴、③候補者と本人との利害関係の有無、④本人の意向等を踏まえて、総合的な判断をします。

そのため、申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。家庭裁判所は、本人に多額の財産があったり、家族間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合には、弁護士や司法書士等といった専門家を後見人等や監督人として選任することがあります。最近では、本人に一定額以上の財産がある場合には、本人の財産を適切に管理するため、専門職を後見人等や監督人に選任したり、後見制度支援信託を活用したりする運用が一般的になっています。

※後見制度支援信託とは、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。後見で利用でき、保佐及び補助では利用できません。

(2) 後見人等は、自己の行った業務について、報酬付与の申立てを行うことができ、家庭裁判所は公正な立場から報酬額を決定（審判）します。報酬は、本人の財産から支払われます（業務に対する後払）。

後見人等により、本人の財産が安全適切に管理され、また、親族間の紛争が未然に防止された事例は少なくありません。後見人等に対する報酬は、そのために必要な費用であることをご理解ください。

（２） 鑑定

鑑定とは、本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出していただく診断書（成年後見用）とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をする形で行われます。鑑定の要否は、申立書類一式、面接の結果等を勘案して、事案ごとに裁判官が判断します。



鑑定のために申立人をお願いしたいこと

申立人から医師に「申立書等綴り」の「診断書関係」にある

- ①診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ
- ②診断書（成年後見用）
- ③診断書別紙

をお渡しください。

③診断書別紙は、鑑定に関する事項を記載する書面です。医師に診断書の作成を依頼される際、家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合には「鑑定を引き受けていただけますよう」お話しください。もし鑑定を引き受けてくださらないようでしたら、鑑定を引き受けてくださる医師を紹介していただくようお願いしてください。また、鑑定費用について、事前に医師とご相談ください。

診断書の作成は、多くの場合、本人の病状や実情をよく把握しておられる主治医に依頼するのが好ましいと思われます。

なお、家庭裁判所の判断により鑑定を実施することになった場合、申立人へご連絡しますので、速やかに裁判所に鑑定費用を納めてください。

（３） 親族への照会

同意書の提出がない場合などには、家庭裁判所から本人の親族に対して照会をすることがあります。

（４） 本人調査（面接）

被後見人となるべき者（本人）が心身の障害により陳述を聴くことができないときを除いて、本人の陳述を聴かなければなりません。

保佐人や補助人に代理権を付与するには、本人の同意が必要となります。

本人調査は、可能であれば本人に家庭裁判所にお越しいただいています。入院等により外出が困難な場合は、家庭裁判所から担当者が入院先等に伺います。詳しくは、担当者と打ち合わせてください。

第3 後見人等の職務について

1 後見人の主な職務

後見人に就任すると、最初の仕事として、遅滞なく本人の財産調査に着手し、1か月以内に財産目録を作成して、家庭裁判所に提出しなければなりません。

後見人の主な職務は、家庭裁判所等の監督の下で、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、必要な契約を結んだり、財産を適切に維持管理していくことです。

具体的には、本人に代わって、預貯金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等の必要な法律行為を行うほか、通帳や証書類を保管する、収支計画を立てるなど財産管理をします。

後見人は、あくまで「他人の財産を預かって管理している」という意識を持って、職務に取り組むことが大切です。

本人の財産を投機的に運用することや自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付けをすることなどは、原則として認められません。相続税対策を目的とした贈与やアパート建築等についても同様です。成年後見制度は本人の財産を保護するためのものであり、推定相続人の利益を図るための制度ではないからです。

そして、それらの内容が分かるように記録しておくとともに、定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の監督を受けなくてはなりません（後述第4参照）。

※監督人が選任された場合は、監督人の監督を受けることになります。

後見人の職務は、日常の細々とした金銭の出納から、財産の処分、療養契約（施設入所契約や介護契約）の締結、本人の身上監護に至るまで多岐にわたります。そのため、一定の労力及び時間が必要であり法律や福祉医療に関する知識が要求されることがあります。そのような場合は、弁護士や司法書士、施設のケアマネージャーや社会福祉士などといった専門の方に相談をしながら職務を行ってください。

2 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、家庭裁判所等の監督の下で、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に対し適切に同意を与えたり、本人に不利益な行為を取り消したり、認められた範囲で代理権を行使したりすることです。

保佐人は、本人が重要な財産に関する行為を行う際に同意することができますし、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。また、保佐人は代理権が認められた範囲で本人の財産を管理します。

なお、保佐人が民法13条1項に掲げる行為以外の同意権や代理権を得るには、別途申立てが必要です。

3 補助人の主な職務

補助人の主な職務は、家庭裁判所等の監督の下で、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、認められた範囲で、本人に対し適切に同意を与えたり、本人の不利益な行為を取り消したり、代理権を行使したりすることです。

補助人は、代理権が認められた範囲で本人の財産を管理します。

なお、補助人が同意権、代理権を得るためには、別途申立てが必要です。

4 家庭裁判所の許可が必要となる場合

後見人等が次の行為をするには、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。申立書のほか、一定の資料、手数料及び郵便切手が必要となりますので、詳しくは申立てをする裁判所にお問合せください。

- (1) 後見人等が本人の居住用不動産について、売却、賃貸借、抵当権の設定、解体等をする場合

⇒「居住用不動産の処分許可の申立て」が必要です。

- (2) 本人と後見人等がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をする場合や、後見人等が本人所有不動産を買い取る場合等、本人と後見人等との間において利益が相反する場合

⇒「特別代理人選任又は臨時保佐人、臨時補助人の申立て」が必要です。

- (3) 後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合

⇒「報酬付与の申立て」が必要です。

成年後見人が、家庭裁判所の許可なしに、本人の財産から報酬を受けることは認められていません。

このほかの場合でも、重要な財産を処分したり、その行為が本人の利益となるかどうか不安なときは、事前に家庭裁判所にご相談ください。

第4 後見、保佐及び補助監督について

1 監督とは

家庭裁判所は、後見人等に対して、原則として毎年その職務を正しく行っているか、また、後見等の事務に問題がないか確認するために照会をしています。後見人等は、その事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の指示を受けることになります。これを監督といいます。

家庭裁判所に対して、本人の現状や現在の問題等についての報告書、本人の財産目録、その裏付けとなる通帳や領収書類などのコピーを提出していただきます。

そのため、後見人等は、日頃から領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに、収支状況を把握しておく必要があります。

2 後見人等の責任について

後見人等が不適切な後見等事務を行うと、後見人等を解任されるほか、損害賠償等の民事責任を問われたり、業務上横領罪等の罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

後見人等が本人の親族であっても、後見人等は公的な地位を有するので、これらの責任を免れません。



3 終了報告（後見等事務の終期について）

後見等事務は、本人が死亡したり、本人の判断能力が回復して後見等開始の審判が取り消されるまで続きます。後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となり、それも正当な事由がある場合に限られます。後見人等の職務が終わったときは、裁判所に報告書を提出して監督を受けます。

本人が死亡した場合には、後見人等は、死亡から2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状について報告書を家庭裁判所に提出の上、管理していた財産を本人の相続人に引き継がなければなりません。そのほか、東京法務局に対して、死亡登記の申請を行う必要があります。

本人の判断能力が回復した場合は、裁判所で後見等開始の審判を取り消すことにより、後見等が終了します。その場合は、後見人等は、本人死亡の場合と同様に、取消審判確定から2か月以内に管理財産を計算し、家庭裁判所に報告書を提

出の上、管理していた財産を本人に引き継ぎます。

また、後見人等は、病気などやむを得ない事情がある場合は、家庭裁判所に辞任の申立てをし、その許可を得て、辞任することができます。辞任が許可され、新たな後見人等が選任された場合には、事務の引継ぎを行い、裁判所に報告書を提出します。